

# 日本国憲法と改憲論議の検証

＝ 解釈改憲の理不尽さを放置すべきではない ＝

## はじめに

憲法について語ろうとするとき、何故か膨大な論理が脳裏をかすめ軽々に論じられない気がするから妙である。

しかし、憲法とは本来そんな大層なものではなく、ごく普通の言葉で語られるべきもので、その国の普通の人間が読んで、ごく普通に理解の出来ないようなであれば、その憲法がおかしいのである。この論理は間違いなく正真正銘の正論である。

今回の論議は、このような視点から始めることとした。

## 憲法とは何か

憲法は国の基本法であるが、世界各国の憲法がどのように創られてきたのかを検証すると、ほぼ同じ傾向が感じられる。

17 世紀から 18 世紀にかけて専制君主が君臨し権力を欲しいままにしてきた。民族や国家間の熾烈な争いで物心両面で疲弊した民族は隷従を強いられたり、過酷な上納金を要求されたりしていた。勝者の側でも、さらに、軍備の増強などのために財政的な要求を民衆に対して求めていた。時とともに、抑圧された非支配層である市民が段々と結束して力をつけ、時の為政者に数々の要求をするようになってきた。世界史をひも解けば、内乱や革命的な動きが世界中に満ち溢れているのはこのことを象徴している。同時に信仰に裏打ちされた西欧諸国では、君主といえども神の支配の下にあるとされ、個人には、神から授けられた人権があるとする思想が広がっていった。このような流れが市民革命を経て個人の尊厳や人権の尊重が重視されるようになり、国の基本的なシステムや秩序を定めることが必要とされたのである。このようにして生まれた国のルールが憲法である。したがって憲法の目的は、人権を守るために、法により国の権力を制限すべきであるとされ、国民が憲法を作り、国の機関に権限を与える力を持つべきだとする考えが強く意識されるようになったのである。

近代以降の憲法は、国の権力を制限し、国民の権利、自由を守ることを目的とするものであり、今日ではこの立憲的意味での憲法こそが『憲法』と称するに相応しいものであると考えられている。

「憲法とは何か」について最近良く耳にする表現に次のような言葉がある。

「憲法とは個人の人権を守るために国を縛るための法律であり、これが近代憲法の本質ともいえるもので立憲主義という。憲法は市民一人ひとりの権利や自由を守

るために国家を縛る道具だから、私たちに憲法を守る義務は一切ありません。私たちに政治家や官僚など国家権力を行使する者に憲法を守らせる責任があるだけなのです」この文章は、司法試験のための受験塾、伊藤塾の塾長伊藤真が監修している「日本国憲法」(ハルキ文庫・2013年4月)の冒頭に書かれた文章である。小沢隆一<sup>(1)</sup>なども同じ論理の主張をしている。さらに伊藤は「日本国憲法の前文と9条からなる積極的非暴力平和主義(恒久平和主義)は日本国憲法の独自性・個性であり、いわば日本の英知の結晶だといえる」とまで言い切っている。左翼護憲派の典型的な論調である。憲法には12条で、自由や権利を国民の不断の努力によってこれを保持しなければならないと遵守義務を規定しているし、国民に守る義務のない法律が憲法であるという発言は常軌を逸している。

立憲主義が、国家はみだりに介入すべきではないとする消極的な権力観を前提としているとはいえ、遵守義務がないなどとは言えない。

憲法学の教科書的書籍から「憲法とは」について引用すると次のようになる<sup>(2)</sup>

憲法とは、どのような自然人の意思が国家の意思とみなされるべきかを定めた基本法である。国家の意思は、法律、命令、規則など憲法に定めるさまざまな形式で表明されるが、それが強制力の独占を正統化された国家の意思である以上国家権力により強制される力を獲得する。国家意思を形成し執行していく権力を「統治権」と呼ぶが、この統治権が誰に帰属し、どのように行使されるべきかを定めているのが憲法である。これが「固有の意味で憲法」といわれるものである。

この見解に対して「立憲的意味での憲法」と呼ばれるものがある。通常思い浮かべる憲法とは固有の意味での憲法ではなく、人権保障を謳い、国民主権や権力の分立を定めた憲法であり、統一的な憲法典の形で存在しているものをいう。憲法学の対象とする憲法とは、近代に至って一定の政治的理念に基づいて制定された憲法であり、国家権力を制限して国民の権利・自由を守ることを目的とする憲法である。

立憲的憲法の意味や立憲主義とは憲法を基本法に据えて政治を行うことをいうのである。絶対王政期にはこのような憲法典は存在せず、通常は慣習法として存在していた。

八木秀次は、彼の著書「日本国憲法とは何か」で次のように述べている。<sup>(3)</sup>

「憲法は、英語では **Constitution**、ドイツ語では **Verfassung** と呼ばれる。これらはいずれも組織とか構成、あるいは体制とか体質といった意味があり、その国の政治のあり方や、それが拠って来たる伝統や文化を記しているもの、これが本来の「憲

---

1 小沢隆一・東京慈恵会医科大教授・5/31 サンケイオピニオン(憲法観)

2 高橋和之『立憲主義と日本国憲法』有斐閣、平成18年

3 八木秀次「憲法とは何か」PHP新書、2003年、

法」だ。イギリスには一つに纏められた憲法典はなく、「マグナ・カルタ」や「権利の請願」「権利の章典」などの法律、慣習、判例などをまとめて憲法と捉えている。

しかし、憲法にはもう一つの意味がある。近代的な意味での憲法である。これは歴史の流れではなく政治思想、政治哲学から生まれたものである。17世紀から18世紀にかけて欧米では絶対主義の支配を打倒すべく市民革命がおきたが、市民革命によってできあがった政権を正当化するために「憲法」がつけられた。この革命政権を正当化するにあたって依拠したのは「社会契約説」という政治哲学であった。この例として残っているのがアメリカの独立宣言であり、フランスの1789年人権宣言、1791年、93年の憲法である。

「社会契約説」とは、ジョン・ロックの唱えた思想である。(4) 政治共同体としての国家が政治行為を行うに当たって、個人に対して、しても良いこと、してはいけないことの取り決めが必要となり、その所産として憲法があるという説である。つまり近代的な意味での憲法というのは社会契約説に基づいて国家と国民との間で交わされた契約のことであり、そこでは国家は、国民の権利を守るために必要とされ、設立されたものだと理解されている。

社会契約説に立脚した国家の理解では、国家はもともと個人の生命、自由、財産を守るために設立されたものだから「国家は、私のために何をしてくれるのか」という国家に対して求める姿勢が前提にある。ところが、国家を国家として維持するために、国防などに関しては、「国家に対して、自分は何ができるのか」という逆の発想が必要となる。日本国憲法を社会契約説の部分だけを強調すれば「国民は憲法を守らなくて良い」などという伊藤真の如き短絡発想となるのである。

## 先進国に見る憲法制定の経緯

1776年、イギリスから独立したアメリカは、独立の課程でバージニアのウィリアムズ・バーグの革命評議会で、天賦・不可侵の自然権を基礎とする権利宣言を採択した。この宣言は、直後に採択された「政府の機構」Frame of government と一体を成すものとされた。

1789年にフランスにおいて革命が起きると第三階級の代表者たちが国民議会を名乗って「人及び市民の権利宣言」（フランス人権宣言）を行い国民主権、人権保障、権力分立が国家の基本理念となるべきことを宣言し1791年最初の憲法を制定した。

イギリスは成文憲法を制定しなかったが、立憲主義的な国家構造を既に17世紀に

---

<sup>4</sup> ジョン・ロック 17世紀のイギリスの哲学者、名誉革命を理論的に正当化し社会契約説や抵抗権についての考えはアメリカ独立宣言、フランス人権宣言に大きな影響を与えた。

実現し立憲主義の母国といわれている。イギリスにおける権利の確立は1215年のマグナ・カルタにさかのぼる。マグナ・カルタは実際には封建華族（バロン）がロンドンの商人の支持を得て国王に対し身分的自由（権利）の尊重を約束させた文書に過ぎなかったが、絶対主義を標榜したスチュアート朝や議会との戦いのなかでマグナ・カルタは古来より存在するイギリス国民の権利を保障した歴史的な文書であると主張し、その結果イギリス立憲主義の象徴的な文章となるのである。

ドイツはフランスの影響を受けたが、ドイツ諸邦においては絶対君主制が強固に確立されていて市民階級（ブルジョワジー）の力も弱かった。そのために立憲主義に基づく憲法を制定するに至らず「君主制原理・君主主権」を基礎に君主憲法を制定し、その中で一定の権利を授け、その権利を制限する場合には国民を代表する議会の同意を得た法律により行うことを約束したものだ。その典型例が1850年のプロシア憲法であり、1871年のドイツ帝国憲法も基本的に同様の思想を基礎にしていた。これらの憲法は立憲主義の要素をまったく持っていなかったのではない。人権という観念ではないにしても一応権利は認められ、かつ、議会が君主の権力をある程度制限していたからである。

大日本帝国憲法は西欧諸国に約100年遅れの1889年に制定されたが、ドイツ憲法の思想に強い影響を受けて制定された。

明治憲法制定課程で時の文部大臣森有礼が、臣民の権利に関し、天皇制を重んじるあまり責任を有するのみであると主張しが、伊藤博文は「憲法制定するの精神は、第一、君権を制限し、第二には臣民の権利を保護するにあり。故に、もし憲法において臣民の権利を列記せず、ただ責任のみを記載せば憲法を設ける必要なし」と反論している。伊藤博文が西欧立憲主義の核心を理解していたことを示すエピソードである。しかし、制定された明治憲法は「臣民」の権利を法律の範囲内で認めたに過ぎず、君権を制限するはずの議会も限定された権限しか与えられず、絶対主義と立憲主義の間の妥協的な性格であった。

換言すれば、明治憲法の特徴は天皇親政主義に基づく超然主義にあった。即ち明治政府は「常に一定の方向をとり超然として政党などの外に立ち、至上の道の居らざるべからず」とされていたのである。議会との関係も、まったくの無視ではないが、議会に縛られない動きが通常であった。

## 現行日本国憲法制定課程の議論

憲法に関してよく聞かれる議論に「与えられた憲法」だというのがあり、確かに、占領時代にマッカーサーを頂点とするGHQによって原案が作成されたものである。

与えられたものだから無効だとはいえないが憲法無効論は、概ね次のような論拠に基づき主張されていた。

- ・日本国憲法は大日本帝国憲法の改正限界を超えている（憲法改正限界説）。
- ・GHQの指導による憲法の改正は、ハーグ陸戦条約に違反している。
- ・占領政策の終了にともない統治体制下での立法は失効しており、新たに措置する必要がある。

京大名誉教授中西輝政も、「国際法上無効だといえる」としながらも、今日では、最高裁をはじめ日本国憲法を法源とした多くの判例が示されており、憲法廃棄論・無効論は混乱を招くので憲法改正が妥当だとしている。無効論は法曹界ではすでに解決済みの論題となっている。ともあれ現行憲法は制定以来一度も改正されずに今日に至っている。憲法が改正されずに来たことの良し悪しではなく、変転極まりない世界情勢のなかで改正の必要があるのか、無いのかを考えてみるべきである。

### 日本国憲法第9条制定の経緯<sup>5)</sup>

憲法9条は、戦争の放棄・戦力の不保持・交戦権の否認を規定している。憲法で戦争放棄を謳う例はこれまでには例はある。1919年の国際連盟規約、1928年の「戦争放棄に関する条約」（不戦条約）、1945年国際連合憲章などにもその例がある。

日本国憲法の戦争放棄も、間接的には、これらの世界史的な流れの中に位置づけられていることは言うまでもない。しかし、これらが対象としたのは、侵略的な戦争の放棄であり、あらゆる戦争を放棄したわけではなかった。

日本国憲法第9条の直接的な起源は、マッカーサー・ノートであり、「国権の発動たる戦争は廃止する。日本は紛争解決の手段としての戦争、さらに自己の安全を保持するための手段としての戦争をも放棄する」と記されていた。しかし、マッカーサー草案の、「自己の安全を保持するための手段としての戦争」の放棄まで明示するのは不穏当だとする意見が起草者の中にあつたために、この点を明示することは避けられた。この草案に日本政府は驚くが、連合国の中には天皇を戦争裁判にかけるべきだと主張する国もあり、天皇への攻撃を避け、天皇制を存続させるためにこの規定を一種の避雷針として受け入れることにしたようである。

戦後初の国会における憲法改正法案の審議で、9条が自衛権に基づく戦争まで放棄するものかどうか議論された。吉田首相は、憲法9条は直接には自衛権を否定していないが、9条2項において一切の軍備と交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も交戦権を放棄したことになると述べた。また、過去の戦争の多くは自衛の名において戦われたものであり、わが国は好戦国との疑惑をもたれているから、この誤解を解くために交戦権も放棄することが必要なのだと答弁している。

天皇制をめぐるいろいろな議論のなかで、苦渋の選択として吉田首相はこのよう

<sup>5)</sup>高橋和之『立憲主義と日本国憲法』有斐閣、平成18年、46-49P

な答弁をせざるを得なかったのであった。

これが制定のあらましであるが、憲法制定後9条をめぐる解釈には、政府筋と学会の双方に難しい問題が横たわることになるのである。

## 憲法第9条の解釈をめぐる学説

9条解釈について当初最大の論点になったのは、自衛のための戦争まで放棄されたものかどうかであった。この点で「放棄説」と「非放棄説」がある。このうちの放棄説は説明の仕方によりさらに2つに分かれた。

第1の説は、9条1項の文言が、侵略戦争を禁止した不戦条約などの文言に似ていることを根拠に1項では自衛のための戦争は放棄されていないと解し、その上で2項の前段であらゆる戦力の保持が禁止される結果、自衛のための戦力を持つことができず、自衛のための戦争も放棄したことと同じになると説明する。このように解釈するためには、2項の「前項の目的」は、1項の「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求」して戦争を放棄するという点を受けていると解し、非放棄説の主張する「国際紛争を解決する手段としては」放棄するという点だけを受けるとい読み方を排除している。

第2の説は、1項を不戦条約の文言と解釈することを否定し、日本国憲法独自の意味を探るという立場から、1項は自衛のための戦争も含め一切の戦争を放棄したものと解すべきであるとする。このように解すれば、2項の前段も後段も何の技巧を施すことなく文言通りの意味に解することができ、この点が強みであると主張する。これに対し非放棄説は、1項については放棄説の第1説と歩調をあわせるが、2項の「前項の目的」を1項の「国際紛争を解決する手段としては」を受けると解し、従って自衛のための戦力の保持は禁止されていないと読む。しかし、この説の最大の弱点は、2項の後段の理解に現れる。ここでは、前段と句点で区切られているため「前項の目的を達するため」を後段にまで及ぼすことができず、自衛のための「交戦権」は否定されないと読むことが困難である。

## 政府による9条解釈の変遷

このような経緯を経て9条が制定され解釈をめぐる論争が続けられてきた。その間に国内外の情勢は急激に変化し、国内では労働争議程度の問題はあるが世情は安定傾向にあった。しかし、東南アジア情勢の急変とアメリカのご都合主義とによって、学說的にも異論がある9条の解釈を変更していったのである。

1950年に朝鮮戦争が勃発した。在日米駐留軍を朝鮮に派遣する必要に迫られたアメリカは、駐留軍に代って日本の治安に当たるために75,000人の「警察予備隊」の創設を要求してきた。この時点でも予備隊が「戦力」にならないのかが問題とされたが、あくまで警察力にとどまると説明された。社会党委員長から憲法違反であるとして最高裁に提訴されたが、最高裁は「このような抽象的な憲法訴訟を受理する

権限はない」としてこれを却下した。やがて(1952)に予備隊が保安隊に改組され、増強された。このときも憲法違反と批判されたが、政府は「憲法の禁止する戦力とは、近代戦争遂行能力を持つ規模のものをいい、その規模に達していないから合憲と説明している。1954年には、この程度で収まらず日米相互防衛援助協定により防衛力増強の義務を果たすべく自衛隊法が制定された。さすがに、ここまで来ると自衛隊を軍隊ではないと言い続けることが困難となり、鳩山一郎内閣は憲法改正の必要性を国民に訴えたが憲法改正に必要な3分の2の議席が得られず、憲法を改正することなく解釈の変更という姑息な手段で自衛隊を正当化する道を選んだのである。

「解釈改憲」といわれる対応の始まりである。

つまり、憲法9条は国家固有の権利としての自衛権を否定するものではなく、自衛権がある以上自衛権を行使するための実力を保持することも禁止されない。自衛のために必要な最小限度の実力が「自衛力」であるが、自衛力は憲法の禁止する「戦力」と異なるという解釈をとったのである。

いかに論じようとも詭弁であり、2項の交戦権の否認に至っては、交戦権を国際法上交戦国に認められる諸権利と解し、戦いを交わす権利を放棄したものではないと解している。ここまでくると、これを読む者の国語力、文章の解読力がおかしいのではないかと自信をなくし、混乱を起こす人があるはずだ。

## 解釈改憲と司法の判断

結論からいって最高裁は自衛隊の合憲性に関し一貫して判断を回避しており、最高裁の判例は存在しない。但し、下級審の判断では、個別の案件について自衛隊が違憲であると判断をしているケースはある。いずれも上級審で覆っている。

### ○恵庭事件

自衛隊の通信線を切断した事件で、演習用であるために損壊罪に該当せずとして無罪判決をした。自衛隊法121条の合憲性判断は回避した。(昭和42年・札幌地裁)

### ○長沼訴訟

ナイキ基地建設のための国有保安林指定解除の処分取り消しを求めた訴訟。

昭和48年9月、自衛隊の基地建設は憲法9条に反し公益上の理由に当たらないとして処分の取り消しをした。控訴を受けた札幌高裁は、水害防除など代替工事などを十分に施した。住民は訴えの利益がなくなったとして原判決を取り消し、自衛隊が憲法に反するかどうかの問題は統治行為に属するから、司法審査の範囲外にあるとした。最高裁も高裁の判断を支持した。

### ○百里基地訴訟

茨城県百里基地の用地買収をめぐる自衛隊の合憲性が争われた。土地の売却をめぐる個人間の争いに国が巻き込まれた事案であり、平成元年6月、自衛隊の合憲性に触れることを回避し結審した。

## 憲法改正論議の経緯

自民党は平成17年の結党50周年に際し新綱領を掲げ新しい憲法の制定を党是とした。具体的には昭和31年4月に憲法改正の必要と問題点を提起し、47年6月には「憲法改正大綱草案（試案）－憲法改正の必要とその方向」、57年8月に「日本国憲法総括中間報告」。平成17年11月「新憲法草案」、わが国が主権を回復したサンフランシスコ講和条約から60年になる平成24年4月、新たに日本にふさわしい「日本国憲法改正草案」を発表した。このように自民党は終始一貫自主憲法の制定を党是として活動を続けてきたが、改正の機運は中々高まりを見せなかった。

読売新聞は平成6年11月（1994）に憲法改正試案を発表した。当時はまだ改憲論がタブー視されていたが、新聞社が独自の改正案を世に問うたのであった。当然賛否両論が飛び交った。担当記者の橋下五郎（現・特別編集委員）は、新聞の役割を「客観報道」「調査報道」に加え「提言報道」という新しい分野もあるとして読売新聞は憲法改正試案を発表したのである。

産経新聞が平成25年4月26日に「国民の憲法」要綱を発表した。

民主党は1999年に党内に憲法調査会を設置し2002年の同会の報告書で「創憲」の理念を掲げた。「変化に適切に対応するため。新しい憲法を造ることも視野に入れて、大いなる憲法論議を進めていく必要がある」とした。04年の中間報告でも「文明史的に対応する創憲」と訴えていた。このような議論をまとめたものが05年の「憲法提言」である。憲法に新しい権利を盛り込むことや自衛権を明記する考えを打ち出した。しかし、こうした考えの実現に向けた動きは鈍い。

民主党は憲法改正手続を定めた国民投票法の採択では反対し、衆参両院の憲法審査会の議論開始にも消極的な姿勢をとり続けている。

### 各党の憲法改正に関する賛否と意見

政党名	賛否	意見
自民党	賛成	国防軍の保持を明記。集団的自衛権も明記。
民主党	不明	「制約された自衛権」の明確化。賛成から反対まで幅広い。
維新の会	賛成	自衛のための戦力保持を明確化。
公明党	反対	改憲の必要なし。加憲と称し環境権などは容認。
みんなの党	賛成	自衛権の明確化のため何らかの立法措置が必要。
生活の党	慎重	自衛隊の憲法上の在り方を議論する必要がある。
共産党	反対	憲法を堅持する。
社民党	反対	改憲の必要なし。自衛隊も縮小する。



## 憲法の前文と安全保障に関する論点（各案の比較）

### 現行憲法・（後段部分のみ記す）

「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは全世界の国民が等しく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力を挙げてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う」

### 自由民主党・憲法改正草案（平成24年4月）

#### 前 文

「日本国は長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であって、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。

わが国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、いまや国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と反映に貢献する。

日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体がお互いに助け合って国家を形成する。

我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。

日本国民は、よき伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するために、ここに、この憲法を制定する」

## 第2章 安全保障（平和主義）

### 第9条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。

2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

（国防軍）

#### 第9条の2

わが国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

3 国防軍は、第1項の任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために強調して行われる活動及び公の

秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための行動を行うことができる。

- 4 前2項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。
- 5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律に定めるところにより、国防軍に裁判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されねばならない。

(領土等の保全等)

### 第9条の3

国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。

## 読売新聞社・憲法改正年試案（平成2004年試案）

### 前文

日本国民は、日本国の主権者であり、国家の意思を最終的に決定する。国政は、正当に選挙された国民の代表者が、国民の信託によってこれに当たる。

日本国民は、個人の自律と相互の協力の精神の下に、基本的人権が尊重され、国民の福祉が増進される、自由で活力があり、かつ公正な社会をめざす。

日本国民は、民族の長い歴史と伝統を受け継ぎ、美しい国土や文化的遺産を守り、これらを未来に活かして、文化及び学術の向上を図り、創造力豊かな国づくりに取り組む。

日本国民は、世界の恒久平和を希求し、国際協調の精神をもって、国際社会の平和と繁栄と安全の実現に向け、不断の努力を続ける。

地球環境は、人類の存続の基盤であり、日本国民は、国際社会と協力しながら、その保全に努め、人間と自然との共生を図る。

日本国民は、これらの理想と目的を達成し、国際社会において、名誉ある地位を占めることを念願する。

この憲法は、日本国の最高法規であり、国民はこれを遵守しなければならない。

### 第3章 安全保障

#### 第11条（戦争の否認、大量破壊兵器の禁止）

- (1) 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを認めない。
- (2) 日本国民は、非人道的な無差別大量破壊兵器が世界から廃絶されることを希求し、自らはこのような兵器を製造及び保有せず、また、使用しない。

#### 第12条（自衛のための軍隊、文民統制、参加強制の否定）

- (1) 日本国は、自らの平和と独立を守り、その安全を保つため、自衛のための軍隊を持つことができる。
- (2) 前項の軍隊の最高の指揮監督権は、内閣総理大臣に属する。
- (3) 国民は、第1項の軍隊に、参加を強制されない。

## 産経新聞社・国民の憲法（平成25年4月）

### 前文

「日本国民は先人から受け継いだ悠久の歴史を持ち、天皇を国のもととする立憲国家である。

日本国民は建国以来、天皇を国民統合のよりどころとし、専断を排して衆議を重んじ、尊厳ある近代国家を形成した。山紫水明の美しい国土と自然に恵まれ、海洋国家として独自の文明を築いた。四方の海をはらからと願い、和をもって貴しとする精神と国難に赴く雄雄しさをはぐくんできた。

日本国民は多様な価値観を認め、進取の気性と異文化との協和によって固有の伝統文化を生み出してきた。先の大戦による荒廃から復興し、幾多の自然災害をしなやかな精神で超克した。国際社会の中に枢要な地位を占め、国際規範を尊重し、協調して重要な役割を果たす覚悟を有する。

日本国は自由主義、民主主義に立脚して、基本的人権を尊重し、議会制民主主義のうえに国民の福祉を増進し、活力ある公正な社会を実現する。国家の目標として、独立自存の道義国家を目指す。人種平等を重んじ、民族の共存共栄をはかり、国際社会の安全と繁栄に積極的に貢献する。

われら日本国民は、恒久平和を希求しつつ、国の主権、独立、名誉を守ることを決意する

これらの崇高な理想と誇りをもって、ここに憲法を制定する」

### 第3章 国防

#### 第15条（国際平和の希求）

日本国は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国が締結した条約及び確立された国際法規に従って、国際紛争の平和的解決に努める。

#### 第16条（軍の保持、最高指揮権）

国の独立と安全を守り、国民を保護するとともに、国際平和に寄与するため、軍を保持する。

- 2 軍の最高指揮権は、内閣総理大臣が行使する。軍に対する政治の優位は確保されなければならない。
- 3 軍の構成および編成は、法律でこれを定める。

## 憲法改正の難易度

憲法96条の改正規定は、衆参両院の3分の2の発議と国民投票での過半数の賛成が要件となっている。この改憲規定が厳し過ぎるのかが議論となっている。

地方自治法でも不信任決議やその他の重要な案件については単純過半数制ではなく、定足数を厳しくしたり、3分の2や4分の3の賛成を要件とする議決方式もある。ここで問題になるのは憲法という国の基本法を改正するのに他の法案の議決と同じように過半数でよいのかが問題とされている。

しかし、96条では、さらに国民投票を課しており、主権者である国民の意思こそが最終決定権者だとしているから国会の発議と議決は過半数でよいとするのが96条の改正案である。この改正案に国民投票を排除する議論はなく、既に国民投票法は成立している。主要国の改憲規定は下記の通りである。

## G8の憲法改正手続と改正回数

国名	国会の手続	国会以外の手続	改正回数
日本	各院の3分の2以上の賛成	国民投票の過半数	0
アメリカ	各院の3分の2以上の賛成	4分の3以上の州議会承認	6
カナダ	各院の過半数の賛成	3分の2以上の州議会承認	19
ロシア	各院の5分の3以上の賛成	憲法制定議会の3分の2以上賛成又は国民投票	1
フランス	各院の過半数の賛成 両院合同会議で5分の3以上の賛成		27
ドイツ	連邦議会の3分の2以上の賛成 連邦参議院の3分の2以上の賛成		59
イタリア	各院の過半数の賛成 3ヶ月以上経過後に各院の3分の2以上に賛成		16
イギリス	成文の憲法典はない		

## むすび

憲法制定以来65年間、数々の矛盾を黙認しながら今日を迎えて、ようやくにして憲法改正の機運が感じられるようになってきた。今日まで何故その取り組みをしなかったのかは憲法改正のための衆参両院の3分の2の発議と同意がそのネックであったのも理由の一つである。

しかし、憲法9条と自衛隊の現状について、文理解釈上及び法理論上も矛盾があることは誰の目にも明らかである。憲法規範に反する事態が続くことは、憲法に対する規範意識を鈍化させ、立憲主義にとって問題がある。圧倒的多数の国民が実態の方を支持しているのなら、現実にあわせて憲法改正をすべきである。憲法改正反

対派でも、自衛隊は違憲であるから直ちに廃止すべきなどとは主張しないだろう。今こそ、日本国憲法のあるべき姿を議論し、多くの国民が納得できる日本国憲法に創りかえるべきである。

憲法改正の機運が高まらなかったのは、日本人の心の中に、戦争の悲惨な経験から戦争を回避しようとする素朴で根強い願望があり、この感情が戦争放棄の条文に凝縮されていると感じてきたからであろう。この感情は決して理不尽ではないが、現下の国際情勢や日本が置かれている国際的な立場からして、以前にもまして、国家とは何か、主権とは何かを自らに問いかける必要性が高まっている。

尖閣や竹島の領土問題だけではなく、歴史に関する捏造や、謂われなき中傷発言は後を絶たず、主権と国土はもとより、日本人としてのアイデンティティにまで踏み込んでくる状況は放置すべきではない。決して、諸外国の挑発に対して、力で戦いを挑もうというのではない。国を守る気概を国民のすべてが持つべきであり、それを背景に外交交渉の場に毅然たる態度で臨むべきなのである。

憲法の議論を通じて、国家とは何か、主権とは、民族とは、国防とは何かを問い直すべきである。

以上  
(文中敬称略)

平成25年7月10日

松 室 猛

#### 参考文献

芦部信喜「憲法 新版」岩波書店、1997年3月

高橋和之「立憲主義と日本国憲法」有斐閣、平成18年4月

八木秀次「日本国憲法とは何か」PHP新書、2003年5月

中山太郎編「世界は憲法前文をどうつくっているか」TBSブリタニカ、2001年11月

伊藤真「日本国憲法」ハルキ文庫、2013年4月

上脇博之「日本国憲法VS自民党改憲案」日本機関紙出版センター、2013年5月